

公 告

令和 5 年度桜井市広報紙編集用モバイルノート型パソコンに係るリース契約の入札を実施するにあたり、一般競争入札最低価格落札方式による事業者選定を行うため、別途入札説明書および仕様書等のおり参加事業者を募集する旨公告します。

令和 5 年 11 月 22 日

桜井市長 松 井 正 剛

## 1. 入札物件名称

令和 5 年度桜井市広報紙編集用モバイルノート型パソコンに係るリース契約

## 2. 契約期間

令和 6 年 3 月 1 日から令和 11 年 2 月 28 日まで

## 3. 納入場所

「10. 事務局」記載に同じ

## 4. 参加資格

次に掲げる要件を満たす事業者であること。

- (1) 奈良県知事及び桜井市長から業務等に関し指名停止を受けている者ではないこと。
- (2) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当する者でないこと。
- (3) 経営不振の状態（会社更生法【平成 14 年法律第 154 号】第 17 条第 1 項の規定により、更生手続き開始の申し立てをしたとき、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条第 1 項の規定に基づき、再生手続き開始の申し立てをしたとき、手形又は小切手が不渡りになったとき等をいう。）にないこと。ただし、同法に基づく再生手続き開始の決定を受けた者であっても、再生計画の認可の決定を受けた者については、再生手続き開始の申し立てをしなかったもの又は申し立てがされなかったものとみなす。
- (4) 国税・奈良県税及び桜井市税に滞納がないこと。
- (5) 暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団および同条第 6 号に規定する暴力団員でないこと。
- (6) 桜井市暴力団排除条例（平成 23 年 12 月桜井市条例第 21 号）第 2 条第 1 号若しくは第 2 号に該当する者又はこれらと社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。
- (7) 本市の「物品・業務委託等登録業者名簿」において、営業種目の「P 賃貸業務」-「4 0A 機器、ソフト」に登録された事業者であること。
- (8) 次の①に掲げる書類を令和 5 年 12 月 8 日（金）午後 5 時必着の「10. 事務局」に示す提出場所に提出した者。

①参加表明書（様式ア）

※提出時に連絡が取れるメールアドレスの記載がある書類（名刺等）の提出も  
願います。（仕様等に関する質問が出た場合、回答を送信させていただきます。）

## 5. 契約の締結および契約書作成の要否

- (1) 契約書については、別途入札で決定した調達事業者と協議のうえ、いずれかの事業者が作成及び費用負担を担うものとしします。また、この借入れの契約については、桜井市・調達事業者・落札事業者との三者契約としします。
- (2) 落札事業者は、桜井市契約規則第 23 条第 1 項の規定に基づき、落札の日から 5 日以内（特別の理由により必要のあると認めるときは指定する日まで）に契約を締結するものとしします。
- (3) 落札事業者は、別途入札で決定した調達事業者と物品売買契約等を締結し、調達価格に消費税及び地方消費税を加算した金額を当該調達事業者に対して支払うこととしします。
- (4) 保守費は代理回収としします。
- (5) この契約の保守の義務は、調達事業者に課せられます。
- (6) 支払い方法は、毎月払いで、当月分を翌月請求の翌月末払いとしします。
- (7) 調達事業者への物件代金の支払い期日は、調達事業者へご確認ください。
- (8) 市指定の契約書案はありません。落札決定後、三者契約のため必ず調達事業者と内容等の調整をし、仕様に基づいた契約書の作成をお願いします。ただし、内容については当市担当者と調整のうえ、決定してください。

## 6. 入札の場所および日時

〒633-8585

奈良県桜井市大字粟殿 432-1 桜井市役所 4 階 理事者控室  
令和 6 年 1 月 24 日（水）午後 3 時

## 7. 入札保証金および契約保証金

- (1) 入札保証金  
免除します。
- (2) 契約保証金  
契約の相手方は、契約金額の 100 分の 10 に相当する額以上の契約保証金を納付するものとしします。ただし、桜井市契約規則（昭和 44 年 3 月 20 日規則第 3 号）第 27 条に規定する契約保証金免除項目に該当する場合は免除される場合があります。

## 8. 入札の無効

次に掲げる (1)～(9) のいずれかに該当する入札は、無効としします。

- (1) この公告および入札説明書に示した競争入札参加資格のない者の入札
- (2) 6. 入札の場所および日時に示す日時までに入札場所に到達しなかった者の入札
- (3) 入札書記載の金額を加除訂正した入札
- (4) 伝送をもって送付してきた入札
- (5) 入札書に記名押印を欠く入札
- (6) 入札書の重要な文字の誤脱等により必要な事項を確認できない入札
- (7) 同一入札者がなした同一事項についての 2 以上の入札
- (8) 入札に際して公正な入札の執行を妨害する行為があったと認められる入札
- (9) その他、入札に関する条件に違反した入札

## 9. 落札者の決定方法

- (1) 開札は、入札に参加する者又はその代理人が出席して行うものとしします。

- (2) 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。ただし、予定価格の制限に達した価格の入札が無い場合は、直ちに再度入札（2回実施、計3回）を実施します。なお、再度入札を辞退する場合は、再度入札辞退届を提出してください。
- (3) 落札者となるべき同金額の入札者が2以上ある場合は、直ちに「くじ」で落札者を決定します。
- (4) 落札者となるべき者が、他の入札書に記載された価格よりも極端に低い価格をもって入札したときは、当該入札者が参加の条件を満たし、かつ、契約の条件を確実に履行することができるかを照会するために、当該落札者の決定を留保する場合があります。
- (5) 再度（2回目の）入札によっても予定価格の制限に達した価格の入札が無い場合は、地方自治法施行令第167条の2第1項第8号の規定に基づく手続きに準じて、最低の価格をもって有効な入札を行った者を相手として、随意契約を締結するための協議を行うことがあります。

## 10. 事務局

〒633-8585

奈良県桜井市大字粟殿 432 番地の 1  
桜井市役所 市長公室 行政経営課  
電話:0744-42-9111（内線 1263）